

熊本市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第８１号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<u>〔削る〕</u> <u>〔削る〕</u> （趣旨） 第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、生活保護法第38条第1項に規定する保護施設（以下「保護施設」という。）及び社会福祉法第2条第2項第7号に規定する授産施設（以下「事業授産施設」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	<u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条—第17条）</u> <u>第2章 救護施設（第18条—第27条）</u> <u>第3章 更生施設（第28条—第33条）</u> <u>第4章 医療保護施設（第34条）</u> <u>第5章 授産施設（第35条—第41条）</u> <u>第6章 宿所提供施設（第42条—第47条）</u> <u>附則</u> <u>第1章 総則</u> （趣旨） 第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、生活保護法第38条第1項に規定する保護施設（以下「保護施設」という。）及び社会福祉法第2条第2項第7号に規定する授産施設（以下「事業授産施設」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(保護施設等の設備及び運営に関する基準)

第2条 次条から第12条までに定めるもののほか、次の各号に掲げる基準は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 生活保護法第39条第1項の規定により条例で定める保護施設（医療保護施設を除く。）の設備及び運営に関する基準 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号。以下「省令」という。）に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）
- (2) 社会福祉法第65条第1項の規定により条例で定める事業授産施設の運営の基準 省令第2条から第8条まで及び第23条（第2項を除く。）から第27条の2までに定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準（省令第2条から第8条まで及び第23条（第2項を除く。）から第27条の2までに定める基準に関するものに限る。）を含む。）

〔削る〕

〔削る〕

(基本方針)

第2条 保護施設及び事業授産施設（以下「保護施設等」という。）は、利用者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第3条 保護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第4条 保護施設等の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

〔削る〕

〔削る〕

（苦情内容の記録等）

〔削る〕

第3条 保護施設及び事業授産施設（以下「保護施設等」という。）は、その行った処遇に関する入所者からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

〔削る〕

〔削る〕

（職員の資格要件）

第5条 保護施設等（医療保護施設を除く。）の長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第6条 保護施設等の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

（苦情への対応）

第7条 保護施設等は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設等 は、前項
の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 保護施設等は、その行った処遇に関し、市又は生活保護法第19条第4項に規定する保護の実施機関（以下「保護の実施機関」という。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 保護施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

〔削る〕

（記録の保存期間）

〔削る〕

第4条 保護施設等は、利用者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 利用者の処遇に関する計画
- (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) **前条** に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 次条第2項に規定する身体的拘束等の記録
- (5) **第10条第2項**に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(身体的拘束等の禁止)

第5条 保護施設等は、利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束そ

（非常災害対策）

第8条 保護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 保護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

（帳簿等の整備）

第9条 保護施設等は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

2 保護施設等は、利用者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 利用者の処遇に関する計画
- (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) **第7条第2項**に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 次条第2項に規定する身体的拘束等の記録
- (5) **第15条第2項**に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(身体的拘束等の禁止)

第10条 保護施設等は、利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

の他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 保護施設等は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 保護施設等は、身体的拘束等を行った場合は、市長又は保護の実施機関の長、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に対して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者、その家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

（勤務体制の確保等）

第6条 保護施設等は、利用者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

3 保護施設等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（協力医療機関等）

2 保護施設等は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 保護施設等は、身体的拘束等を行った場合は、市長又は保護の実施機関の長、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に対して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者、その家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

（勤務体制の確保等）

第11条 保護施設等は、利用者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

3 保護施設等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（協力医療機関等）

第7条 保護施設等（医療保護施設を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 保護施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第8条 保護施設等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 保護施設等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（地域との連携等）

第9条 保護施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第10条 保護施設等は、利用者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市長又は保護の実施機関の長、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設等は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 保護施設等は、利用者に対する処遇により賠償す

第12条 保護施設等（医療保護施設を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 保護施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第13条 保護施設等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 保護施設等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（地域との連携等）

第14条 保護施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第15条 保護施設等は、利用者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市長又は保護の実施機関の長、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設等は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 保護施設等は、利用者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに

べき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(処遇の質の評価の実施等)

第11条 保護施設等は、その処遇の質の評価を行い、当該評価の結果を公表するとともに、常にその改善を図らなければならない。

2 前項の規定による評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

(暴力団員等の排除)

第12条 保護施設等の長（以下「施設長」という。）及び保護施設等の設置者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

行わなければならない。

(処遇の質の評価の実施等)

第16条 保護施設等は、その処遇の質の評価を行い、当該評価の結果を公表するとともに、常にその改善を図らなければならない。

2 前項の規定による評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

(暴力団員等の排除)

第17条 保護施設等の長（以下「施設長」という。）及び保護施設等の設置者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。

第2章 救護施設

(規模)

第18条 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 救護施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であって入所者が20人以下のもの（以下この章において「サテライト型施設」という。）を設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 救護施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第19条 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築

物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項（第29条第3項において準用する場合を含む。）において同じ。）又は準耐火建築物（同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項（第29条第3項において準用する場合を含む。）において同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室

(3) 食堂

(4) 集会室

(5) 浴室

(6) 洗面所

- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 事務室
- (11) 宿直室
- (12) 介護職員室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場
- (15) 汚物処理室
- (16) 霊安室

4 前項第1号に掲げる居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（以下「特別居室」という。）を設けるものとする。

5 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

- ア 地階に設けてはならないこと。
- イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とすること。
- ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- オ 特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 静養室

- ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。
- イ アに定めるもののほか、前号ア及びウからオまでに定めるところによること。

(3) 洗面所

居室のある階ごとに設けること。

	(4) <u>便所</u> 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。 (5) <u>医務室</u> 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 (6) <u>調理室</u> 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 (7) <u>介護職員室</u> 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 6 <u>前各項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。</u> (1) <u>廊下の幅は、1. 3 5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1. 8メートル以上とすること。</u> (2) <u>廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</u> (3) <u>階段の傾斜は、緩やかにすること。</u> <u>(サテライト型施設の設備の基準)</u> 第20条 <u>サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。</u> <u>(職員の配置の基準)</u>
<u>〔削る〕</u> <u>〔削る〕</u>	第21条 <u>救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</u> (1) <u>施設長</u> (2) <u>医師</u> (3) <u>生活指導員</u> (4) <u>介護職員</u> (5) <u>看護師又は准看護師</u>

	<u>(6) 栄養士</u> <u>(7) 調理員</u> <u>2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。</u> <u>(居室の入所人員)</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>第22条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。</u> <u>(給食)</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>第23条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</u> <u>(健康管理)</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>第24条 入所者については、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。</u> <u>(衛生管理等)</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>第25条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。</u> <u>2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>(生活指導等)</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>第26条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。</u> <u>2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。</u>

	<u>3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。</u> <u>4 1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</u> <u>5 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。</u> <u>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>第27条 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る市長が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</u> <u>(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。</u> <u>(2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</u> <u>(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。</u> <u>(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>第3章 更生施設</u> <u>(規模)</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>第28条 更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。</u> <u>2 更生施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。</u> <u>(設備の基準)</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>第29条 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。</u> <u>(1) 居室</u> <u>(2) 静養室</u> <u>(3) 集会室</u> <u>(4) 食堂</u>

〔削る〕

- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 作業室又は作業場
- (10) 調理室
- (11) 事務室
- (12) 宿直室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場

2 前項第9号に掲げる作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第19条第1項、第2項、第5項第1号（オを除く。）及び第2号から第6号まで並びに第6項の規定を準用する。

（職員の配置の基準）

第30条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 作業指導員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

<u>〔削る〕</u>	<u>2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が150人以下の施設にあっては6人以上、入所人員が150人を超える施設にあっては6人に150人を超える部分40人につき1人を加えた数以上とする。</u> <u>（生活指導等）</u> <u>第31条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第26条（第2項を除く。）の規定を準用する。</u> <u>（作業指導）</u> <u>第32条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。</u> <u>（準用）</u> <u>第33条 第22条から第25条まで及び第27条の規定は、更生施設について準用する。</u>
<u>〔削る〕</u> <u>（医療保護施設の運営基準）</u> <u>第13条 医療保護施設は、医療法（昭和23年法律第205号）その他医療に関する法令に基づき適切に運営されなければならない。</u>	<u>第4章 医療保護施設</u> <u>（運営基準）</u> <u>第34条 医療保護施設は、医療法（昭和23年法律第205号）その他医療に関する法令に基づき適切に運営されなければならない。</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>第5章 授産施設</u> <u>（規模）</u> <u>第35条 授産施設（生活保護法第38条第5項に規定する授産施設に限る。以下第40条までにおいて同じ。）は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。</u> <u>2 授産施設は、被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合がおおむね50パ</u>

〔削る〕

一セント以上としなければならない。

（設備の基準）

第36条 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 作業室
- (2) 作業設備
- (3) 食堂
- (4) 洗面所
- (5) 便所
- (6) 事務室

2 第1項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 作業室

ア 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

イ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

- (2) 便所

男子用と女子用を別に設けること。

（職員の配置の基準）

第37条 授産施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 施設長
- (2) 作業指導員

（工賃の支払）

〔削る〕

〔削る〕

第38条 授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

〔削る〕	（自立指導） 第39条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。
〔削る〕	（準用） 第40条 第25条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、授産施設について準用する。
〔削る〕	（事業授産施設） 第41条 第35条（第2項を除く。）から第40条までの規定については、事業授産施設について準用する。
〔削る〕	第6章 宿所提供施設 （規模）
〔削る〕	第42条 宿所提供施設は、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。 2 宿所提供施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。
〔削る〕	（設備の基準） 第43条 宿所提供施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。 (1) 居室 (2) 炊事設備 (3) 便所 (4) 面接室 (5) 事務室 2 前項第2号に掲げる炊事設備の火器を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。 3 前2項に規定するもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第19条第5項第1号（オを除く。）並びに第6項第1号及び第2号の規定を準用する。

<u>〔削る〕</u> <u>〔削る〕</u> <u>〔削る〕</u> <u>〔削る〕</u>	<u>（職員の配置の基準）</u> <u>第４４条 宿所提供施設には、施設長を置かなければならない。</u> <u>（居室の利用世帯）</u> <u>第４５条 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、２以上の世帯に利用させてはならない。</u> <u>（生活相談）</u> <u>第４６条 宿所提供施設は、生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。</u> <u>（準用）</u> <u>第４７条 第２５条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、宿所提供施設について準用する。</u>
附 則 <u>〔削る〕</u> １ この条例は、平成２５年４月１日から施行する。 <u>〔削る〕</u> <u>〔削る〕</u> <u>２</u> 昭和６２年３月９日前から存していた救護施設については、<u>省令第１０条第３項第１５号</u>の規定は、当分の間適用しない。	附 則 <u>（施行期日）</u> １ この条例は、平成２５年４月１日から施行する。 <u>（経過措置）</u> <u>２ 第９条第２項の規定中記録の保存に係る部分については、完結の日がこの条例の施行の日以後である記録について適用する。</u> <u>３</u> 昭和６２年３月９日前から存していた救護施設については、<u>第１９条第３項第１５号</u>の規定は、当分の間適用しない。

附 則

この条例は、令和３年８月１日から施行する。